

[事案 20-46] 成人病入院給付金請求

- ・平成 20 年 11 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 3 日 和解成立

< 事案の概要 >

肺癌治療の一環として施行した放射線治療により発症した放射線肺臓炎は成人病に該当するものであり、成人病入院給付金を支払って欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 10 月に肺癌の手術で 1 回目の入院、退院後に放射線治療を受けた後、翌 20 年 1 月 9 日～25 日まで 2 回目の入院をし抗癌剤治療を受けた。退院後も通院して抗癌剤治療を受けていたが検査した結果、同年 4 月 24 日に放射線肺臓炎と診断され、同日～5 月 30 日まで 3 回目の入院(37 日間)をした。

そこで保険会社に対し、3 回目の入院(37 日間)について疾病入院特約と成人病入院特約にもとづき入院給付金を請求したところ、①放射線肺臓炎は、放射線治療、抗癌剤治療との因果関係もなく別の単独の病気であるので、約款規定にもとづき入院当初の 4 日間は支払対象外で 33 日分の入院給付金しか支払われない、②放射線肺臓炎は成人病特約の支払対象とは認められないため、成人病入院金の支払いは認められないと言って来た。

しかし、納得出来ないので、下記のとおり支払って欲しい。

- ① 放射線肺臓炎は、肺癌治療の一環である放射線治療、抗癌剤治療による副作用による発症であることが明らかであり、成人病入院特約からの入院給付金については、37 日の全入院日数分の入院給付金について支払って欲しい
- ② 疾病入院特約からの入院給付金についても、3 回目の入院も 2 回目の入院からの継続入院として取扱い、当初の 4 日間については入院給付金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、成人病入院給付金の支払い等の請求に応ずることはできない。

- (1) 成人病特約の成人病入院給付金の支払事由となる成人病とは、約款別表を根拠として「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」(以下、「ICD-9」)にて、分類される特定の疾病が成人病と定義される。また、同約款に定義された特定の疾病の「治療を直接の目的とする入院」であることが成人病入院給付金の支払事由となっている。申立人の入院事由である放射線肺臓炎は「ICD-9」により、基本分類番号「508.0：放射線による急性肺症状発現」に区分される疾病であり、同基本分類番号は、成人病特約に定める「成人病」の定義に当てはまらない。
- (2) 上記のとおり、放射線肺臓炎は「ICD-9」により基本分類番号「508.0：放射線による急性肺症状発現」に分類され、肺癌は、分類項目「気管、気管支および肺の悪性新生物」に分類され、基本分類番号は「162」に分類される。したがって、1 回目および 2 回目の肺癌の入院治療と、3 回目入院(申立て入院)の放射線肺臓炎の入院治療は異なる疾患であると判断され、また医学上の関係についても重要であるとは判断出来ない。疾病入院特約の約款では、1 回の入院につき、入院の開始日からその日を含めて 4 日は控除する規定があり、申立入院についても 4 日を控除した日数の入院給付金を支払うこととなる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理し、保険会社に解決案の検討を要請したところ、会社から解決案の提示があった。当審査会としても、同解決案は妥当な解決案であると思料し、申立人に提示したところ、申立人の承諾が得られ、裁定手続きを終了した。